

一般社団法人全国日本学士会職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成26年3月14日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国日本学士会職員就業規則第21条の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定める。

(勤務時間及び休憩時間)

第2条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間については35時間、1日については7時間とする。

2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

- ① 始業時刻 午前9時
- ② 終業時刻 午後5時
- ③ 休憩時刻 正午から午後1時まで

3 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げまたは繰り下げることがある。

(休日)

第3条 休日は次のとおりとする。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）及び5月4日
- ③ 年末年始（12月29日～1月5日）
- ④ 夏季休日（8月13日～8月17日）
- ⑤ その他会社が指定する日

2 業務上の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。

(時間外及び休日勤務)

第4条 業務の都合により、第2条の所定勤務時間外、第3条の所定休日に勤務させることがある。

2 妊産婦が申し出た場合及び18歳未満の職員には、所定勤務時間外及び休日に勤務させることはない。

3 前項の職員のほか小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員から請求があったときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定勤務時間外及び休日に勤務させることはない。

4 第1項の所定勤務時間外及び休日に勤務を行うものは、事前に事務局長に申し出て承認を得なければならない。但し、業務の都合により事前申出が困難な場合は、事後速やかに申し出なければならない。

(適用除外)

第5条 管理監督者（事務局長）は、勤務時間、休憩時間、休日の適用を除外する。

(年次有給休暇)

第6条 採用日から6か月間継続勤務し、所定勤務日の8割以上出勤した職員に10日の

年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定勤務日の8割以上出勤した職員に、次の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2 前項の規定にかかわらず、週所定勤務時間が30時間未満であり、かつ、週所定勤務日数が4日以下の者に対しては、次の表のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

時間雇用職員の 週所定労働日数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
5日	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 職員は、当該期間中に取得しなかった年次有給休暇を、残日数は20日を限度として、翌年度（1年間）に限り繰越すことができる。
- 3 年次有給休暇の期間は、所定勤務時間勤務したとき支払われる通常の賃金を支給する。
- 4 第1項の出勤率の算定にあたっては、次の各号に掲げる期間は出勤したものとする。
- ① 年次有給休暇を取得した期間
 - ② 産前産後の休業期間
 - ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業期間
 - ④ 業務上の傷病・疾病による休業期間
 - ⑤ その他会社が認める期間

（年次有給休暇の取得単位）

第7条 有給休暇は1日または半日で取得しなければならない。但し、特別の事情がある場合は、時間での取得を認めることがある。

2 半日で取得する場合は、勤務時間を以下のいずれかから選択するものとする。

- ① 9時から12時
- ② 13時から17時

（年次有給休暇請求手続き）

第8条 年次有給休暇を取得する場合は、所定の手続きにより原則として3日前までに届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情により手続きができない場合には、電話・メール等で連絡し、事後速やかに届出なければならない。

2 前項に基づき請求された時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる場合においては、ほかの時期に変更させることがある。

(特別休暇)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、次の日数の範囲内で特別休暇を取得することができる。

- ① 本人が結婚したとき 5日
- ③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき 7日
- ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき 3日

2 この特別休暇は休暇事由発生の日を含む連続の日数とし、その間に休日がある場合はこれを含むものとする。

(生理休暇)

第10条 生理日の勤務が著しく困難な女性職員は、申出によって休業することができる。

(産前産後の休暇)

第11条 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性職員は、申出によって休暇を取得することができる。

2 女性職員が出産したときは8週間の産後休暇を与える。但し、産後6週間を経過した女性職員が就業の申し出をしたときは、医師が業務に支障がないと認めた業務に就かせることができる。

(母性健康管理のための休暇)

第12条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性従業員から、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは、次の範囲で休暇を与える。

- ① 産前の場合
 - 妊娠23週まで……………4週に1回
 - 妊娠24週から35週まで…2週に1回
 - 妊娠36週から出産まで…1週に1回ただし、医師又は助産婦(以下「医師等」という。)がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間
- ② 産後(1年以内)の場合
医師等の指示により必要な時間

2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性従業員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。

- ① 妊娠中の通勤緩和
通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮又は1時間以内の時差出勤
- ② 妊娠中の休憩の特例
休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加
- ③ 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置
妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、業等

(育児休業)

第13条 職員は 本会に申し出て、1歳に満たない子を養育するため必要があるときは、育児休業をし、また3歳に満たない子を養育するため必要があるときは育児短時間勤務制度等の適用を受けることができる。

2 育児休業に関する必要事項については、育児介護休業法で定めるところによる。

(育児時間)

第14条 生後1年に達しない生児を育てる女性職員から請求があったときは、所定休憩時間のほか1日について2回、それぞれ30分の育児時間を与える。

(看護休暇)

第15条 小学校の始期に達するまでの子供を養育する職員は、負傷し、もしくは疾病に罹った当該子の世話をするため、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、看護休暇を取得することができる。

2 看護休暇の日数は、当該子が一人の場合は1年間に5日、二人以上の場合は1年間につき10日を限度とする。この1年間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、次年度への繰越は出来ない。

(介護休業)

第16条 職員は要介護状態にある家族を介護するため、介護休業を取得することができる。

2 介護休業に関する必要事項については、育児介護休業法で定めるところによる。

(介護休暇)

第16条 職員は要介護状態にある家族を介護するため、介護休暇を取得することができる。

2 介護休暇の日数は、当該家族が一人の場合は1年間に5日、二人以上の場合は1年間につき10日を限度とする。この1年間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、次年度への繰越は出来ない。

(休暇の手続き)

第17条 職員が第9条から第16条に定める休暇等を取得する場合は、所定の申請用紙に必要事項を期待の上、事前に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により手続きができない場合には、電話・メール等で連絡し、事後速やかに届出なければならない。

(賃金の取扱い)

第18条 第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条については無給とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。